

やまさん家の学校の地域密着型通所介護サービスをご利用いただく前に、事業者・事業所の内容説明をさせていただきます。

分からぬこと、分かりにくいことがございましたら、遠慮なくご質問ください。

1. 事業者の概要

- (1) 法人名 株式会社 シャイニー
- (2) 法人所在地 姫路市飾磨区加茂 215 番地 29
- (3) 電話番号 079-230-0130
- (4) 設立年月 平成 22 年 7 月 13 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 通所介護 平成 31 年 4 月 1 日指定
事業所番号 2894001003 号
- (2) 事業所の名称 やまさん家の学校
- (3) 事業所の所在地 姫路市網干区興浜 907 番地 216
- (4) 電話番号 079-273-5556
- (5) 通常の事業実施地域 姫路市

3. 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

要介護状態等になった利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域密着型通所介護計画に基づく日常生活上の世話や介護その他必要な援助を行うことによって、ご利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持、その家族様の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

(運営方針)

利用者様の意思および人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ちながら、姫路市や他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域との連携に努めます。明るくなごやかな雰囲気の中で、丁寧なサービスの提供を心がけるとともに、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。

4. サービス提供可能な日と時間帯及び利用定員

- (1) 営業日 月曜日～土曜日（ただし、12 月 30 日～1 月 3 日は休業日）
- (2) 営業時間 9:00～16:00
- (3) サービス提供時間 9:45～15:15
- (4) 利用定員 18 名

5. 事業所窓口の営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日～土曜日（ただし、12 月 30 日～1 月 3 日は休業日）
- (2) 営業時間 9:00～16:00

6. 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	通所介護事業所の管理業務	1名
生活相談員	相談業務	2名
看護職員	利用者様の健康管理	1名
介護職員	ケアプランに基づく介護業務	2名以上
機能訓練指導員	機能回復訓練業務	1名

7. 提供するサービスの内容と料金および利用料について

(1) 提供するサービスの内容について

- ・入浴サービス…入浴の見守り及び介助
- ・食事サービス…食事の提供、見守り及び介助等
- ・生活指導、娯楽サービス…介護等についての相談、助言・趣味活動
- ・送迎サービス…ご自宅等へお車による送迎

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について

[別紙1] のとおりとします。

8. その他の費用について

① 食事代

給食サービスで提供される昼食は1日につき550円を請求いたします。
延長サービス等で昼食以外を提供する場合は、朝食350円、夕食550円を請求いたします。

② 交通費

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費を5%から10%までは、100円、以降5%増すごとに100円を請求いたします。

③ レクリエーション・クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加される場合、利用料として、材料費等の実費を請求いたします。

④ 理髪サービス

理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。利用料金は、理容業者との直接契約になります。

⑤ 延長のサービス

利用者は、サービス提供時間の前後に延長してサービスを受けることができます。費用は、60分につき500円を請求いたします。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑦ キャンセル料

サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセル通知の時間によりキャンセル料を請求させていただきます。

○前日までのご連絡の場合、キャンセル料は不要です

○ご連絡のない場合、食費の550円を請求いたします。

※ ただし、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしま

せん。

9. 利用料、その他の費用の請求および支払方法について

① 利用料、その他の費用の請求

○利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

○請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月の10日以降に利用者様にお渡しいたします。

② 利用料、その他の費用の支払い

○請求月末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払ください。

(ア) 口座振替

(イ) 事業者指定口座への振込（振込手数料はご本人負担となります）

(ウ) 窓口への現金支払い

○お支払いを確認しましたら、必ず領収書を送付等にてお渡し致しますので、必ず保管をお願いします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払いの期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことになります。

10. サービス提供記録について

① 提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に交付します。

② また、この記録は5年間保存することとします。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

※ 個人情報の保護については、事業所が作成している個人情報保護規程に基づきこれを遵守致します。

② 個人情報の使用目的

当施設が特定する個人情報の使用目的は、以下の通りです。

〈1〉介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的

（1）介護事業者の内部での利用に係る事例

・当施設が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス

・介護保険事務

・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち、

－利用等の管理

－会計・経理

－当該利用者の介護サービスの向上

（2）他の事業者等への情報提供を伴う事例

・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち、

－当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者

- や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）
- 一家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち、
　一審査支払機関へのレセプトの提出
　一審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

〈2〉その他の利用目的

- (1) 当施設の内部での利用に係る事例
 - ・当施設の管理運営業務のうち、
　一介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
　一施設内にて行われる学生の実習への協力

③ 個人情報に関する情報共有に必要な書類例は以下の通り

必要書類例	
①介護保険被保険者証	②アセスメント書類
③居宅サービス計画	④経過報告書
⑤主治医の意見書等	⑥減額証
⑦サービス提供記録	⑧身体障害者手帳
⑨診断書	⑩通所介護計画

④ 個人情報使用及び提供期間は、サービス提供の契約期間に準じます。

12. 緊急時、事故発生時の対応について

サービス提供中にご利用者に病状の急変など緊急の事態や事故が発生した場合、速やかにご利用者の家族・市町村・主治医等にご連絡するとともに、あらかじめ指定する連絡先にも連絡し、救急治療あるいは救急入院などの必要な措置を講じます。

主 治 医	利用者様の主治医名	
	医療機関名称	
	所在地	
	電話番号	
家 族 様	緊急連絡先ご家族等	
	住所	
	電話番号	

また、当事業所が利用者に対して行った地域密着型通所介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

保険者名：東京海上日動火災保険株式会社

保険内容：当事業所が法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害を補填

賠償事項：地域密着型通所介護サービス提供に起因する事故

13. サービス提供に関する相談・苦情について

[事業所の窓口] やまさん家の学校 担当：管理者、生活相談員	所在地 姫路市網干区興浜 907 番地 216 電話番号 079-273-5556 FAX 079-273-5525 受付時間 9:00～16:00
[市町村の窓口] 姫路市介護保険担当課	所在地 姫路市安田 4 丁目 1 番地 電話番号 079-221-2923 FAX 079-221-2925 受付時間 9:00～17:00
[公的団体の窓口] 国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 号 電話番号 078-332-5601 FAX 078-332-0986 受付時間 9:00～16:00

14. 相談・苦情解決の体制及び手順

苦情又は相談があった場合には、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行い、苦情に関する問題点を把握した上で検討を行い、再発防止の対策を決めていきます。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

15. 禁止行為

利用者・家族等による職員に対する以下のハラスメント行為は禁止します。また、ハラスメント行為が確認された場合は、サービスを直ちに中止することができます。

①身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為。職員が回避したため危害を免れたケースを含む。

例：殴る、蹴る、叩く、物を振り回す、コップを投げつける、塩をつかんで投げつける等。接触がなくても殴りかかろうとすること、椅子や棒を振り回すような危険行為を含む。

②精神的暴力

ア 暴言型：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例：大きな怒鳴り声をあげる、侮辱的発言、外見の揶揄、名誉毀損や人格否定、執拗な叱責、気に入っている職員以外に批判的な言動をする、威圧的な態度で文句を言い続ける等。

イ 威嚇・脅迫型：職員に危害を加えることを予告して怖がらせること。

例：「殺すぞ」「頭かち割ったろか」等の直接的な暴力を予告する発言、「どうなるかわかってるやろな」「俺のバックには〇〇（反社会的勢力と思しき名称の組織等）がある」等の暗に危害をほのめかす発言、異常に接近しながら怖がらせる行為、刃物を胸元からちらつかせる行為等。

③セクシュアルハラスメント：意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

例：必要もなく手や腕をさわる、抱きしめる、女性のヌード写真を見せる、入浴介助中あからさまに性的な話をする、卑猥な言動を繰り返す、サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる、活動中のホームヘルパーの服に手を入れる、好意的态度を要求する 等

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8号の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

事業者

所在地　　姫路市飾磨区加茂215番地29

法人名　　株式会社 シャイニー

代表者名　代表取締役 山田 美江

事業所名　やまさん家の学校

説明者氏名

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者（契約者）

住 所　　姫路市

氏 名

私は、利用者（契約者）が事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型通所介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、利用者（契約者）に代わって署名代行いたします。

署名代行者

住 所

氏 名

[利用者（契約者）との関係]

]

立会人

住 所

氏 名

[利用者（契約者）との関係]

]

[別紙1] 重要事項説明書第7項(2)に定める利用料金について

☆(1) 介護報酬の告示上の金額とします。(地域密着型通所介護費)
(1割負担の場合)

提供時間	3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満			
要介護度	単位数	利用料	単位数	利用料	単位数	利用料
要介護1	416単位	416円	436単位	436円	657単位	657円
要介護2	478単位	478円	501単位	501円	776単位	776円
要介護3	540単位	540円	566単位	566円	896単位	896円
要介護4	600単位	600円	629単位	629円	1013単位	1013円
要介護5	663単位	663円	695単位	695円	1134単位	1134円

☆(2) サービス加算料金

加算の種類	料金	利用料(1割)	備考
入浴介助加算(I)	40単位	40円	1日につき
個別機能訓練加算(I)イ	56単位	56円	1日につき
事業所が送迎を行わない場合	-47単位	-47円	片道につき

☆(3) 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算

当事業所は、上記(1)(2)の合計単位数に9.2%を加算します。

☆(4) 地域加算

姫路市は、7級地となり、上記(1)～(3)の単位数に1.4%を加算します。

その他の費用について(再掲)

☆昼食代 550円 (昼食を喫食された場合に請求します。)

朝食代 350円 (朝食を喫食された場合に請求します。)

夕食代 550円 (夕食を喫食された場合に請求します。)

☆延長料金 延長60分につき500円

☆おむつ代 通常は自宅で使用されている同等品と交換することとしますが、
利用者様の求めに応じ、自費で請求することもあります。)

☆理美容代 理美容は理美容業者と直接契約いただきます。